

# 横浜市公共基準点管理保全要綱手続きの手引き

平成 7 年 10 月 道路局総務部道路調査課  
平成 17 年 4 月 一部改正  
平成 23 年 7 月 一部訂正  
平成 29 年 5 月 一部改正  
令和 3 年 3 月 一部改正  
令和 5 年 4 月 一部改正

道路局道路部道路調査課

## 【目次】

第 1 編 横浜市公共基準点管理保全要綱について	2
1 趣旨・目的	2
2 要綱の対象となる公共基準点	2
第 2 編 《道路占用企業者用》道路占用許可申請時の手続き	3
1 掘削を伴う道路占用工事範囲周辺の公共基準点の有無の調査	3
2 調査対象範囲に公共基準点がある場合	5
3 調査対象範囲に公共基準点が無い場合	6
第 3 編 公共基準点周辺で工事を施工する場合	7
手続きの申請フロー（第 3 編）	7
1 工事施工届出書及び工事しゅん工報告書の提出	8
2 公共基準点の検査	8
3 公共基準点の検査によって影響がある場合の手続き	8
第 4 編 公共基準点を一次撤去又は移転する場合	9
手続きの申請フロー（第 4 編）	9
1 一時撤去・移転承認申請書の提出	9
2 一時撤去・移転承認申請書提出後の手続きについて	9
第 5 編 公共基準点の復旧	10
1 設置工事の要否	10
2 設置工事（一次本点、一次補点）	10
3 設置工事の検査（一次本点、一次補点）	11
4 測量標の撤去（二次本点）	11
5 設置費用及び測量費用の納入について	11

## 第1編 横浜市公共基準点管理保全要綱について

### 1 趣旨・目的

横浜市公共基準点（以下、「公共基準点」という）の一部は建築物の屋上に設置されていますが、その多くは道路上に設置されています。そのため、道路の掘削工事により、公共基準点が撤去される場合や、工事の影響を受けて成果が使用できなくなる場合があります。そこで、「横浜市公共基準点管理保全要綱」（以下、「要綱」という）では、公共基準点の適正な管理保全を目的とし、測量法の測量標保全規定に基づき、公共基準点の一般的取扱い及び届出等に関する手続きを定めています。

### 2 要綱の対象となる公共基準点

公共基準点は、横浜市道路調査課または各区土木事務所に設置された道路台帳閲覧システムの「横浜市公共基準点網図（図1）」で確認、印刷することができます。

要綱では、管理保全の対象となる公共基準点を次の3種類としています。

種別	公共基準点網図上の凡例
公共基準点本点（一次本点）	◎
公共基準点補点	●
公共基準点二次本点	□

表 公共基準点凡例



図1 公共基準点網図

二次節点（○）は管理要綱の対象外となるため、この手引による手続きは不要ですが、二次節点を撤去する場合は道路調査課まで事前に連絡をしてください。

第2編 《道路占用企業者用》道路占用許可申請時の手続き

道路の掘削工事等を施行する道路占用企業者は、次の手順により、道路占用許可申請書（写）を道路調査課に提出してください。

1 掘削を伴う道路占用工事範囲周辺の公共基準点の有無を調査

(1) 調査内容

掘削を伴う道路占用工事を申請する前に、次項の調査対象範囲について管理保全要綱の対象となる公共基準点があるかどうかを公共基準点網図で調査してください。

(2) 調査対象範囲

道路横断方向は道路幅、道路縦断方向は掘削底面の端から45度の線内を調査対象範囲とします（図2）。

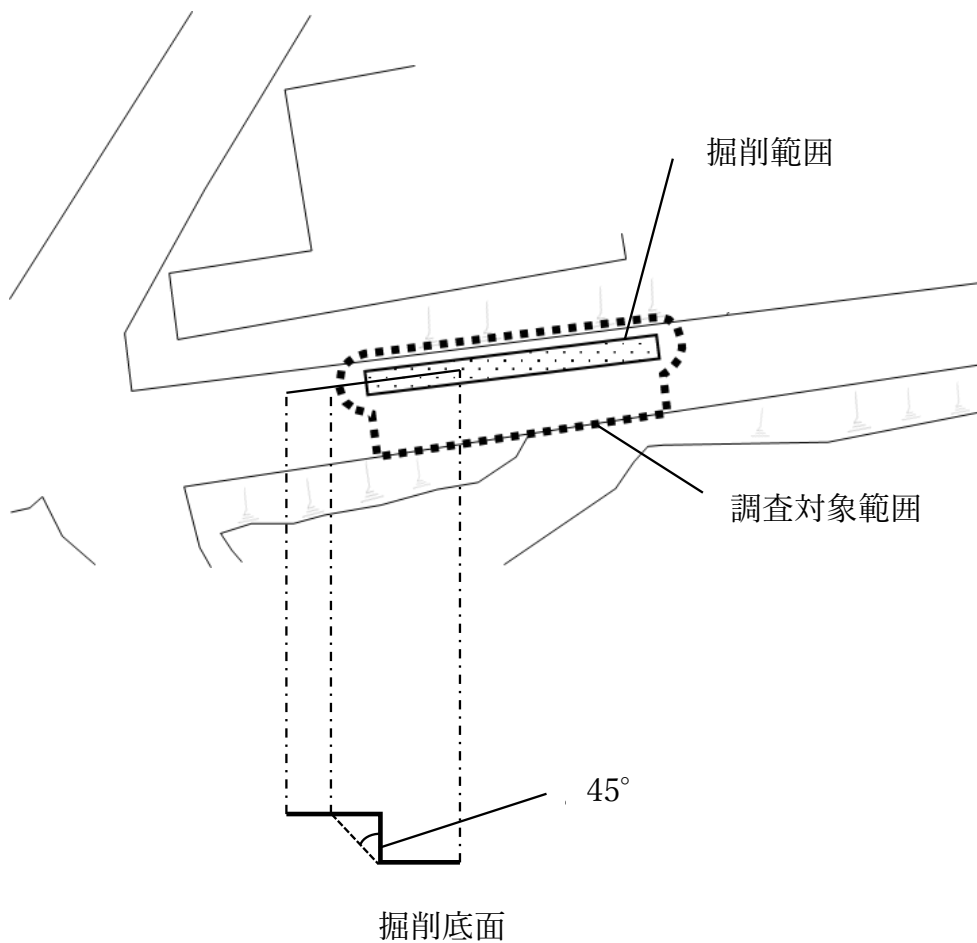


図2 調査対象範囲

(3) 道路占用許可申請書備考欄への調査結果の記載

道路占用許可申請書備考欄には、調査対象範囲の公共基準点の有無を明記してください(図3)。

様式第五(第四条の三関係)

道路占用許可申請書

横浜市 市長  
神奈川土木事務所 長

住所  
氏名

道路法第 32条 の規定により 許可  
第 35条

占用の目的	公共下水道設置のため
	路線名

道路の復旧方法 別紙の通り

備考 工事名: 港北処理区管田地区下水道整備  
横浜市公共基準点 有・無

道路工事調整連絡協議会 第1回 7202号

図3 道路占用許可申請書備考欄記載箇所

(4) 予め公共基準点の一時撤去・移転が必要だと分かっている場合

公共基準点の一時撤去・移転が必要な工事を行う場合は、工事施行者は道路調査課に撤去承認を申請します。詳細は第4編を参照。

## 2 調査対象範囲に公共基準点がある場合

道路調査課が公共基準点への工事の影響を審査します。工事施行者は、下記の必要書類を道路占用許可申請時に道路調査課へ提出し、公共基準点の有無の調査以降の手続きが必要な場合には、必ず着工前に当該手続きを開始してください。

### (1) 道路占用許可申請時に提出する書類

道路占用許可申請時に道路調査課へ、次の書類を提出してください。

#### ア 道路占用許可申請書の写し

公共基準点の有無を記入したもの。第2編1(3)参照。

#### イ 内訳書

#### ウ 公共基準点網図の写し

掘削範囲を赤で記入したもの。

#### エ 平面図・断面図

縮尺1/500程度で、掘削範囲と公共基準点の位置関係を明記したもの（設計図の部分写しで可）。

### (2) 公共基準点の有無の調査以降の手続きが必要な工事

#### ア 工事施工届出書（要綱様式第1号）の届出が必要な工事（第3編参照）

##### (ア) 掘削底面の端から45度の線内に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

##### (イ) 杭打ち及び杭抜き工事に伴う振動が、公共基準点の成果に影響を及ぼす工事等

##### (ウ) その他公共基準点の成果に影響を及ぼす工事等

#### イ 一次撤去・移転の申請が必要な工事（第4編参照）

公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある工事

### (3) 公共基準点の有無の調査以降の手続きについて

道路占用許可申請を行う工事が2(2)ア又はイに該当する場合、工事施行者は、必ず着工前に管理保全要綱に基づく手続きを開始してください。手続きの詳細については、第3編、第4編、第5編を参照する。

道路占用許可申請を行う工事が2(2)ア又はイに該当しない場合、公共基準点の有無の調査以降の手続きはありません。

### 3 調査対象範囲に公共基準点が無い場合

#### (1) 掘削延長が道路縦断方向 20m以上の工事の場合

道路占用許可申請時に道路調査課へ、2 (1) ア～エの書類を提出してください。

道路占用許可申請を行う工事が2 (2) ア又はイに該当すると道路調査課が判断した場合、道路調査課から連絡します。工事施行者は、必ず着工前に管理保全要綱に基づく手続きを開始してください。手続きの詳細については、第3編、第4編、第5編を参照してください。

道路調査課からの連絡が無い場合、公共基準点の有無の調査以降の手続きはありません。

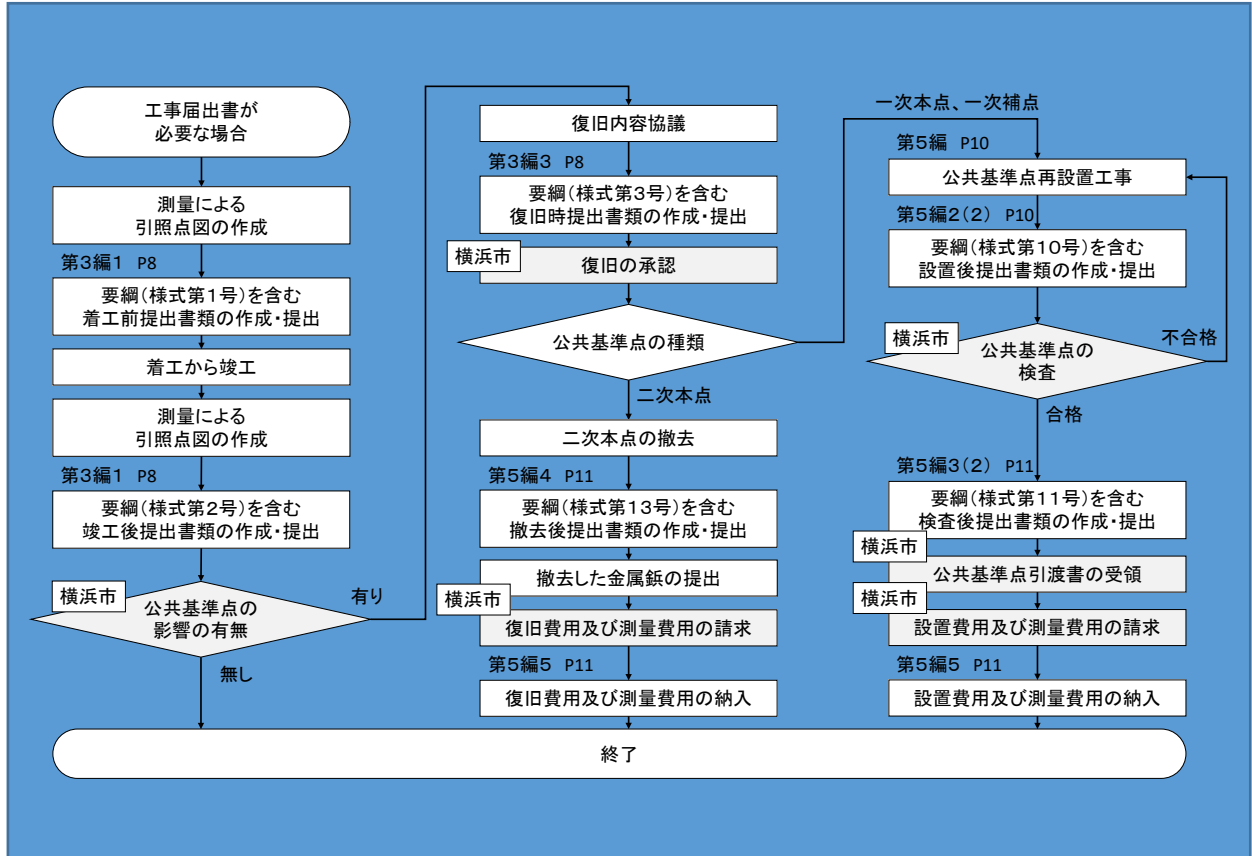
#### (2) 掘削延長 20m未満の工事の場合

道路占用許可申請時に道路調査課へ提出する書類はなく、公共基準点の有無の調査以降の手続きもありません。

### 第3編 公共基準点周辺で工事を施工する場合

公共基準点周辺で工事をする場合、本編の手続きを行ってください。

#### 手続きの申請フロー（第3編）



## 1 工事施工届出書及び工事しゅん工報告書の提出

着工前及び工事しゅん工後に下記の必要書類を道路調査課に提出してください。なお、届け出た工期に変更がある場合、道路調査課に連絡してください。

### (1) 工事着工前に提出する書類

ア 『横浜市公共基準点周辺での工事施工届出書（要綱様式第1号）』

イ 位置図、断面図、平面図（掘削位置、公共基準点位置明示）

ウ 引照点図

下記（ア）～（オ）に従い、引照点図を作成してください。なお、工事施工届出の手続きが遅れ、引照点図での工事前・工事後の比較ができない場合、付近に残存する公共基準点からの点検測量成果を提出してください。点検測量の方法・仕様等については事前に道路調査課と協議してください。

(ア) 引照点は3点（n点）以上とし、各点間の角度は原則として（360/n）度程度にしてください。

(イ) 必ず舗装復旧範囲外に引照点を設置してください。鉋・キザミ等が望ましく、マーキングは原則不可とします。車道内及びマンホール上には設置しないでください。

(ウ) 距離はm単位とし、3回測距した平均値を小数第3位まで記載してください。

(エ) 地下埋標については、マンホールの蓋を開け標識に正しく致心して測ってください。

(オ) 開削以外の工事（シールド又は推進）の場合は、引照点図の代わりに、夾角のチェックと連続した2点間の距離を記載した手簿の提出が必要となります。詳細については道路調査課と協議してください。

エ 写真

着工前について、公共基準点、公共基準点周辺、全引照点が確認できるもの。

### (2) 工事しゅん工後に提出する書類

ア 『横浜市公共基準点付近での工事しゅん工報告書（要綱様式第2号）』

イ 着工前、しゅん工後が対比できる引照点図

引照点が滅失した場合、付近に残存する公共基準点からの点検測量成果を提出してください。点検測量の方法・仕様等については、事前に道路局道路調査課と協議してください。

ウ しゅん工写真

しゅん工後について、公共基準点、公共基準点周辺、全引照点が確認できるもの。

## 2 公共基準点の検査

道路調査課が、工事施工届出書及び工事しゅん工報告書の受領後、工事による公共基準点への影響の有無を検査します。道路調査課が行う検査に工事施行者が立会を行います。道路調査課が行う検査の結果、公共基準点に影響が認められなければ、手続きは完了します。

## 3 公共基準点の検査によって影響がある場合の手続き

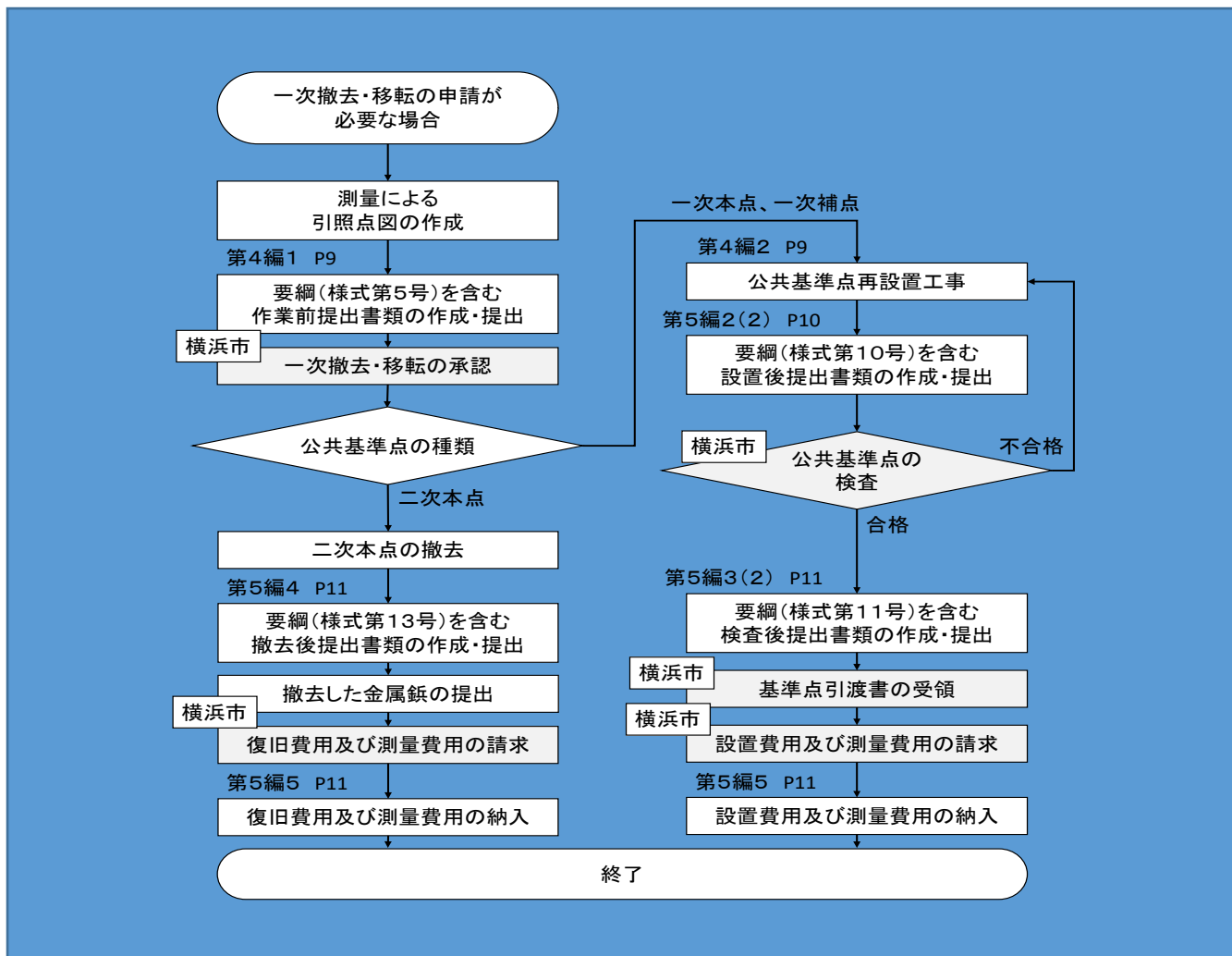
工事施行者は、道路調査課へ『横浜市公共基準点復旧承認申請書（要綱様式第3号）』を提出し、「第5編公共基準点の復旧」に従い、公共基準点の復旧手続きを行ってください。



第4編 公共基準点を一次撤去又は移転する場合

第2編2(2)イに該当する工事を行う際は、本編の手続きを行ってください。

手続きの申請のフロー（第4編）



1 一時撤去・移転承認申請書の提出

工事着工前に下記 (1) ~ (4) の書類を道路調査課に提出してください。

- (1) 『横浜市公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（要綱様式第5号）』
- (2) 位置図、平面図（掘削位置、公共基準点位置明示）
- (3) 引照点図  
第3編1(1)ウを参照してください。
- (4) 写真

公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの。

2 一時撤去・移転承認申請書提出後の手続きについて

工事施行者は、「第5編 公共基準点の復旧」に従い公共基準点の復旧手続きを行ってください。

## 第5編 公共基準点の復旧

### 1 設置工事の要否

一次本点と一次補点については、工事施行者が公共基準点設置工事（以下、設置工事という）を行う。二次本点については工事施行者が測量標を撤去し、道路調査課が設置工事を行う。ただし設置費用は工事施行者が負担する。

### 2 設置工事（一次本点、一次補点）

復旧を行う一次本点と一次補点について、工事施行者は、下記の設置工事の注意事項を守り、設置工事を行ってください。また、設置工事しゅん工後は速やかに下記の必要書類を道路調査課に提出してください。

#### (1) 設置工事の注意事項

- ア 設置位置については道路調査課と協議する必要があるため、舗装復旧前に必ず連絡をしてください。
- イ 原材料については、使用可能なものはそのまま使用してください。支給材が必要な場合は、道路調査課へ連絡してください。
- ウ 設置する測量標は、横浜市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- エ 一時撤去の中止、工期延期等、申請内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て、道路調査課と協議してください。

#### (2) 設置工事しゅん工後に提出する書類

ア 『横浜市公共基準点設置工事しゅん工報告書（要綱様式第10号）』

#### イ しゅん工写真

次の工程ごとの写真を厚さ及び大きさがわかるように撮影してください。なお、厚さの管理は丁張管理としてください。

- (ア) 基礎工
- (イ) 均しコンクリート工
- (ウ) 躯体コンクリート打設工
- (エ) 二次製品据付工
- (オ) 蓋据付工

### 3 設置工事の検査（一次本点、一次補点）

道路調査課が、2(2)の書類を受領後、設置工事の検査を行います。

#### (1) 検査に不合格の場合

工事施行者は設置工事を再度行い、道路調査課が検査を行います。検査に合格するまで、当該手続きを繰り返します。

#### (2) 検査に合格した場合

工事施行者は、道路調査課へ『横浜市公共基準点引渡書（要綱様式第11号）』を提出し、測量費用の納入を行ってください。

### 4 測量標の撤去（二次本点）

道路調査課が復旧を行う二次本点について、工事施行者は測量標を撤去し、合材で埋め戻す等、安全確保の処置をしてください。撤去した金属鉋は道路調査課に提出してください。また、道路調査課へ『横浜市公共基準点二次本点撤去報告書（要綱様式第13号）』及び撤去前後の状況が確認できる写真を提出し、設置費用及び測量費用の納入を行ってください。

### 5 設置費用及び測量費用の納入について

公共基準点引渡書又は公共基準点二次本点撤去報告書を受領した後、道路調査課が設置費用（一次本点、一次補点のみ）及び測量費用を請求します。工事施行者は、納入通知書を受領し、納入してください。

#### (1) 請求内容

一次本点又は一次補点については、工事施行者が設置工事を行うので、請求内容は測量費用のみです。二次本点については、道路調査課が設置工事を行うので、請求内容は設置費用及び測量費用です。

#### (2) 請求金額

各年度の請求単価は、年度ごとに関係部所あてに通知します。設置工事の検査合格年度（二次本点については撤去確認年度）の金額を請求します。

#### (3) 納入期限

工事施行者は、納入通知書発行日から起算して30日以内に納入してください。